

平成 21 年 4 月 9 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730048

研究課題名（和文） 社会保険制度の現代的意義：私保険の役割に関する法的分析を通して

研究課題名（英文） The role of social insurance in the present age through legal analysis of private insurance

研究代表者

笠木 映里（KASAGI ERI）

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：30361455

研究成果の概要：現代の福祉国家において社会保険が果たすべき役割について、諸外国の法制度と比較しながら、社会保険と対置されこれを補完する私保険に関する検討を通して、法的検討・分析を行った。とりわけフランスにおいて、社会保険を補完する私保険が歴史的に重要な位置づけを与えられてきたこと、また、1990年代末以降、社会保障財政の逼迫に伴い、こうした傾向が新たに見直され、様々な法改正を導いていることが明らかになった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1300,000	180,000	1480,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：社会保険・私保険・医療保障

## 1. 研究開始当初の背景

日本の社会保険制度の主要分野である医療・年金の両分野においては、いずれも、経済成長の停滞や人口構造の変化を背景として、その財政状況の逼迫が大きな問題となっている。その結果として、本研究開始当初（現在もこの傾向は続いている）社会保険の給

付水準の見直し・縮小が論じられ、また実際にもそうした方向の法改正が行われた。

こうした給付水準の見直し・縮小により、社会保険給付を補完するものとして、市場により提供される私保険の役割が事実上大きくなることが予想される状況であり、年金の分野では既に、そうした私保険の一つの姿と

いえる企業年金の重要性がきわめて大きくなっていた。

## 2. 研究の目的

(1) 社会保険給付の水準が見直され、縮小される場合に、これを補完し代替する可能性のある私保険にいかなる役割を想定し、これにつきいかなる法規制を行うことが可能であるかという問題について示唆を得ること。

(2) (1)の問題意識の裏返しとして、従来当然のように私保険と対置されてきた社会保険が担うべき特殊な役割、すなわち私保険では代替しえない社会保険の役割とはいかなるものであるかという問題について示唆を得ること。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究テーマに関連する国内の研究成果を整理し、これまでの日本における社会保険・私保険それぞれに関する議論、及び両者の関係に関する議論の動向を整理・分析する。

(2) 日本と同様に社会保険制度を採用しているフランス・ドイツの法制度を比較対象として取り上げ、両国において社会保険と私保険がどのような法的規律の下におかれ、互いにどのような関係に立っているかを分析する。

## 4. 研究成果

(1) 研究の過程で、フランスの医療分野における私保険がきわめて特徴のある法制度の下に展開しており、その発展の歴史的経緯も非常に興味深いという認識を持つに至

ったこと、研究期間の最後の半年につきフランスにて在外研究を行う機会を得たことから、研究成果は、当初の計画とは若干異なり、フランスの私保険、とりわけ、医療保険の分野の私保険に関するものに偏っている。フランスにおける他の分野の私保険、及び、ドイツの法制度については、一般的な法制度の概要を検討するに留めざるを得なかった。以下、主な検討対象としたフランスの私保険について、研究成果の概要を述べる。

(2) フランスでは、日本と同様に社会保険の仕組みを通じて医療保障が行われている。フランスの制度の一つの特徴は、医療保険財政の逼迫に対する対応として、患者が負担する自己負担（日本法における「一部負担金」）の割合が比較的高い水準に設定されているという点である。例えばドイツと比較した場合にはこうした傾向が顕著に見られる。こうした制度の背景としては、フランスにおいて医師の専門家としての裁量・自由が強く重視されてきたことと法的に見て医師の行動をコントロールしにくい償還払いの制度が取られていること（日独は第三者払い）から、医療費を抑制する目的で自己負担が引き上げられることが多かったこと、医師の交渉力が強く、例えば診療報酬等についても公定価格への上乗せを認めざるをえない状況であったこと、をまずは挙げるべきであろう。

一方、フランスにおいては、上記のような制度の帰結として家計に課される負担のほとんどが、補足的医療保険と呼ばれる、民間保険会社を含む私的な主体によって提供される私保険によってカバーされている。フランス国民の9割が、このような私保険に補足的に加入しており、この点が日本やドイツと比較した場合のフランスの制度の大きな特徴となっている。

(3) 補足的医療保険を提供する主体は、「共済組合」、「労使共済制度」、「民間保険会社」の三種類である。このうち、最も長い歴史を持つのが「共済組合」である((5)で後述)。一方、労使共済制度は、主として、労働協約等によって労使が共同で合意・決定する団体保険を指しており、企業内福祉の制度といえる。最後に、保険法典の下におかれる通常の民間保険会社も、補足的医療保険を販売する。

(4) 上述の通り、現代のフランスにおいては、国民のほとんどが社会保険と私保険の組み合わせによって医療保障を実現しており、補足的医療保険は適切な医療を受けるために必要不可欠ともいえる。こうした状況を受けて、補足的医療保険を利用する資力をもたない国民の存在が問題となり、1999年には、一定以下の所得しかもたない低所得者層について、補足的医療保険に無料で加入できる制度(補足的CMU)が創設された。また、補足的医療保険が果たす実際上の重要性に鑑みて、1990年代以降現在に至るまで、繰り返し、この制度と社会保険制度とを調整し、結びつけるような法改正や、また、補足的医療保険の保険契約について被保険者を保護するための立法等が行われている。

このようなフランスの補足的医療保険は、民間保険でありながら社会保障制度の中で一定の重要な役割を果たし、いわば「社会的」ともいえる法規制の下におかれた、きわめて興味深い制度と見ることができる。

(5) 上記のようなフランスの制度と日本の制度を比較するためには、フランスの制度がいかなる歴史的経緯をたどって上記のような姿を実現するに至ったかを分析することが有益である。

上述の通り、補足的医療保険を提供する主

体のうち最も長い歴史をもつのは「共済組合」であるが、この「共済組合」の歴史をたどってみると、この組織が、私保険と関心や必要性を共有しながらも、一応異なる思想の中から登場してきたこと、強制加入の社会保険とも一定の距離をおいてきたこと、一方で、フランスにおいて社会保険制度が創設される際、この制度の理念に基礎を提供し、制度の運営主体としての役割を果たすなど、重要な役割を担ってきたことが明らかになった。つまり、共済組合は、国家のイニシアティブで創設され加入を強制される社会保険制度と、民間の保険技術のいずれとも距離を置いた、中間的な性格を持つ組織であったと評価することができる。

他方、社会保険の側の立法経緯に目を向けた時には、この制度についても、例えば日本とは異なる特徴を指摘しておくべきだろう。すなわち、フランスにおいて社会保障制度(社会保険制度)は、労使自治の原則の上で、上記のように時には共済組合等の参加をも取り入れながら、国家とある程度距離を置いて発展してきたのであり、例えば日本における社会保険制度像と比較した場合には、その「私」的な性格を一つの特徴として指摘することができるのである。

(6) 以上の通り、フランスの補足的医療保険は、日本における民間医療保険とは大きく性格の異なる特徴的な制度である。そして、この特殊な制度について検討することを通じて、国家・社会保険制度・民間保険それぞれの役割や位置づけと、医療保障という目的のためにこれらのアクターがそれぞれ担うべき使命といったものについて、フランスと日本においては従来大きく異なる考え方が採用されてきたことが明らかになった。

今後の課題は、上記のようなフランスの補足的医療保険の特徴を、思想的な源流をたど

りつつ一層深く分析すること、これを通じて、日仏の法制度の違いの背景にあるものを明確化し、さらに、こうした違いをふまえて、日本において民間保険につきいかなる役割を想定することができるかについて、具体的な検討を行うことである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

笠木映里「療養費支給の対象」社会保障判例百選(第四版)62-63頁(2008)査読無

笠木映里「混合診療」社会保障判例百選(第四版)64-65頁(2008)査読無

笠木映里「医療制度」-近年の動向・現状・課題-(特集:フランス社会保障制度の現状と課題)海外社会保障研究161号15-25頁(2007)査読無

笠木映里「フランスの医療制度-受診時の患者自己負担と私保険の特殊な役割」クォーターリー生活福祉研究1-16頁(2008)査読無

[学会発表](計0件)

[図書](計1件)

笠木映里『公的医療保険の給付範囲-比較法を手がかりとした基礎的考察』有斐閣、321頁(2008)

[その他]

ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

笠木映里(KASAGI ERI)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号:30361455